

情報通信審議会 情報通信技術分科会
衛星通信システム委員会作業班（第 32 回）会合 議事要旨

1 日時

令和 6 年 8 月 21 日（水）10 時 00 分～10 時 50 分

2 場所

Web 会議による開催

3 出席者（敬称略、順不同）

（1）構成員

藤井 威生（主任）、内田 信行、宇都宮 隆介、小竹 信幸、金子 雅彦、黒澤 泉、
越野 真行、白石 和久、城田 雅一、武久 吉博、田中 祥次、谷田 尚子（代理：坂本 信樹）、
中井田 昭、野田 俊介、平松 正顕、福井 裕介、福本 史郎、蛇石 一統、橋本 昌史、
三浦 周、和田 憲拓、本久 貴志、山下 史洋

（2）関係者

甘楽 雅和（KDDI 株式会社）

（3）事務局（総務省）

基幹・衛星移動通信課 廣瀬課長、糸分析官、鮫島課長補佐、矢萩係長、鈴木官

4 議事概要

議事に先立ち、事務局から構成員の出席状況の報告、配付資料の確認等が行われた後、以下の議題について検討が行われた。

（1）「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」の検討

（資料 32-1 に基づき福井構成員から説明が行われた。質疑はなかった。）

（2）衛星通信システム委員会報告（案）について

（資料 32-2-1、32-2-2 に基づき事務局から説明が行われ、以下のとおり質疑応答があった。）

宇都宮構成員：資料 32-2-1 の 7、8 ページ目について、LTE-Advanced 方式の技術基準を踏襲しているのであれば、移動局対向のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は-13dBm になると思うので御確認いただきたい。

事務局：確認して必要な修正を行う。

小竹構成員：衛星ダイレクト通信の技術的条件は LTE-Advanced 方式のものを準用すると事務局から説明があったが、2 GHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件と携帯電話

システムの技術的条件で相違点等があれば御教示いただきたい。

事務局：LTE-Advanced 方式と異なる技術的条件を規定しているものはない。

福本構成員：資料 32-2-1 について指摘させていただく。1 点目、2 ページ目に「衛星軌道高度*1」と記載されているが、本文中に「*1」のご説明が記載されていないため、追記等いただきたい。2 点目、3、4 ページ目のデジタルコードレス電話システムの周波数範囲の終端が「1920MHz」と記載されているが、正しくは「1916.6MHz」であるため修正いただきたい。

事務局：御指摘を踏まえ、必要な修正を行う。

福本構成員：資料 32-2-2 の 29 ページ目、「2. 4. 4 今後の留意点」の中に、「免許人間で関係の規定を踏まえて個別に運用調整を行うことが必要である。」と記載があるが、「関係の規定」について具体的に示していただきたい。また、この書きぶりでは趣旨が不明確であるように感じるが、どのような考え方によるものか御教示いただきたい。

事務局：2 GHz 帯非静止衛星通信システムは無線通信規則第 4.4 条に基づき運用となることから、無線通信規則や国内の電波法令を踏まえて調整を行っていく必要があるという趣旨で記載している。また、将来導入されるシステムとの間でも調整が必要となる点も考慮して記載している。

福本構成員：その意図であれば、「無線通信規則第 4.4 条で運用されるという点を踏まえて個別に運用調整を行うことが必要である」という明確な記載方法にすることも一案であるが、もし他の構成員から同様の懸念がないのであれば、現在の記載でも特段問題はない。

事務局：御意見を踏まえて検討する。

坂本構成員代理：資料 32-2-2 の 55 ページ目、「3. 2. 1 無線諸元（2）中継方式」について、「いずれの方式においても周波数変換ができること」と記載があるが、周波数変換を行う先の周波数は何を指しているか確認したい。今回の技術的条件案が、携帯電話用の陸上移動中継局等の技術的条件をベースにしているとの説明があったため、恐らく携帯電話用に割り当てられた別の周波数への周波数変換を意図したものと想定したが、認識は合うか？

事務局：ご認識の通り、携帯電話用の別周波数への変換を意図して記載している。

坂本構成員代理：承知した。そうであれば、今回は携帯電話用に割当済みの 2GHz 以外の周波数帯で電波発射することができるレピータ、小電力レピータの技術的条件が新たに設けられることになる。よって、変換先の 2GHz 帯以外の周波数帯における共用検討についての整理が必要であり、今回のレピータ等が既存の携帯電話用陸上移動中継局等の技術的条件に包含される前提であるため、改めての検討は不要という様な、一定のコンセンサスを取っている旨を記載しておくべきではないか。66 ページ目にも同様の記載がされているため、次回作業班に向けて検討いただきたい。

事務局：御指摘を踏まえ、必要な修正を行う。

坂本構成員代理：資料 32-2-2 の 64 ページ目、「3. 3. 3 無線設備の技術的条件（3）その他必要な機能」に、「包括して免許の申請を可能とするための機能又は移動局からレピータを制御する機能を有すること。」との記載があるが、今回の委員会報告（案）で

は「小電力レピータ」と「レピータ」を区別して書き分けており、この箇所については「小電力レピータ」の記載が正しいと思われるため確認いただきたい。

事務局：確認して必要な修正を行う。

野田構成員：資料 32－2－2 の 29 ページ目、「2. 4. 4 今後の留意点」の文末の書きぶりが異なるため、特に意図がなければ記載をそろえていただきたい。

事務局：検討し、次回作業班にて回答する。

(2) その他

事務局から、追加での質問や意見がある場合は事務局までメールで連絡すること、次回の会合は 8 月 26 日（月）にて開催を予定していることの連絡があった。

以上